

大洲市農業委員会定例総会議事録

| | | | | | | | |
|----|-------|--------------------------------|-------|----------|-------|-----------|-------|
| ① | 日 時 | 平成29年10月4日(水) 午後1時～午後1時33分 | | | | | |
| ② | 会 場 | 大洲市役所 2階大ホール | | | | | |
| ③ | 出席委員 | | | | | | |
| 1 | 池田幸二 | 2 | 吉岡きみ子 | 3 | 長岡誠一 | 4 | 尾山満則 |
| 5 | | 6 | 台越正洋 | 7 | 菊池啓二 | 8 | 森岡芳文 |
| 9 | 菊地正夫 | 10 | 幸野登吉 | 11 | 上田健二 | 12 | |
| 13 | 矢野正祥 | 14 | 山首憲市 | 15 | | 16 | 宮浦実 |
| 17 | | 18 | 中岡京子 | 19 | 池田雄一 | 20 | 森永茂史 |
| 21 | 橋本英司 | 22 | 都築孝壽 | 23 | 水本福泉 | 24 | 池浦萬里子 |
| 25 | 丸井幸造 | 26 | 山本多喜男 | 27 | 垣見正志 | 28 | 西内清信 |
| 29 | 大本昭裕 | 30 | 武知明 | 31 | 城本豊子 | 32 | 中本祐市 |
| 33 | 坂幹幸 | 34 | | 35 | 浅野誠司 | 36 | 往見康範 |
| 37 | 菊地久美子 | 38 | 有友章治 | 39 | 請田竹男 | | |
| ④ | 欠席委員 | 5 | 西岡輝治 | 12 | 川本由紀美 | 15 | 沖田辰夫 |
| | | 17 | 石岡猶一 | 34 | 久保壽男 | | |
| ⑤ | 遅刻委員 | | | | | | |
| ⑥ | 事務局 | 木藤事務局長 | | 是澤次長 | | 沖田専門員(農地) | |
| | | 都築専門員(農政) | | 武田主査(農地) | | | |
| ⑦ | 農林水産課 | 篠原課長 | | 井上課長補佐 | | 松田主事 | |
| | | | | | | | |
| ⑧ | 会議の内容 | 議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について | | | | | |
| | | 議案第70号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について | | | | | |
| | | 議案第71号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について | | | | | |
| | | 議案第72号 非農地証明について | | | | | |
| | | 議案第73号 農用地利用集積計画の決定について | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| | |
|------------------|--|
| 事務局（局長） | 只今から平成29年第10回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。 |
| 会 長 | （会長挨拶） |
| 事務局（局長） | 只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。 |
| 議 長（会長） | <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中15名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>本日、5番 西岡輝治委員、12番 川本由紀美委員、15番 沖田辰夫委員、17番 石岡猶一委員、34番 久保壽男委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、7番 菊池啓二委員並びに8番 森岡芳文委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の武田主査を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案審議に入ります。</p> |
| 議 長（会長） | 議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 （専門員兼農政係） | <p>議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番と2番、関連案件になります。</p> <p>1番、徳森の土地、畑1筆・267.45㎡は贈与による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も引き続き、野菜の栽培をします。</p> <p>農業は、譲受人本人が必要な期間従事します。</p> <p>2番、平野町野田の土地、田4筆・3,369㎡。3年2ヶ月間の使用貸借権の設定を行います。</p> <p>設定後も引き続き、水稻の栽培をします。</p> <p>農業は、譲受人本人及び弟の妻が必要な期間従事します。</p> <p>3番、宇和川字ヲクビの土地、樹園地5筆・1,277㎡は売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も引き続き、柚子の栽培をします。</p> <p>農業は、譲受人及び子が年間を通して従事します。</p> <p>4番と5番、関連案件です。</p> <p>4番、新谷の土地、畑1筆・138㎡は贈与による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、栗や柿といった果樹を植栽予定です。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>5番、同じく新谷の土地、樹園地1筆・1,990㎡。3年2ヶ月間の使用貸借権の設定を行います。</p> <p>設定後も引き続き、果樹の栽培を行います。</p> |

| | |
|------------------|--|
| | <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。 以上、5件のご審議をよろしく申し上げます。</p> |
| 議長（会長） | <p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番、2番は関連していますのでよろしく願いいたします。</p> |
| 6番 | <p>1番、2番案件は関連していますので、合わせてご説明いたします。議案説明資料1ページ及び2ページをご覧ください。 1番は贈与による所有権移転です。 申請地は、平公民館の北東に約500mに位置する畑1筆で、季節野菜が栽培されております。 2番は、兄弟間による使用貸借権の設定です。 申請地は、平野公民館の南西約1.3kmにある田4筆で現在も良好に耕作されています。 譲受人は自営業ですが、今回の農地取得にあたり自家消費用の野菜や米を作っていくたいと「新規営農計画書」も提出されております。また、子どもの頃から現在まで農業を手伝っており、今後の耕作についても、問題ないと考えております。 申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はございません。 以上2件のご審議をよろしく願いいたします。</p> |
| 議長（会長） | <p>続きまして、3番。</p> |
| 事務局 （専門員兼農政係） | <p>沖田委員欠席により、委員より説明文書をお預かりしていますので、代読いたします。 3番案件について、ご説明いたします。議案説明資料3ページを合わせてご覧ください。 3番案件は売買による所有権移転です。 申請地は、宇和川地区の大貸集会所の周辺にある樹園地5筆で、現在は柚子が植栽されています。譲渡人は内子町に転出しており、畑の管理がゆき届かなくなり、地元に住む、譲受人に売買することで今回に申請に至っています。 譲受人は、息子さんとともに年間を通して農業に従事しており、所有権移転後の管理について不安はないものと考えます。 調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われまます。 ご審議の程よろしく願いいたします。</p> |
| 議長（会長） | <p>続きまして、4番、5番は関連していますのでよろしく願いいたします。</p> |
| 19番 | <p>4番、5番、関連案件ですので、合わせてご説明いたします。議案説明資料4ページ及び5ページをご覧ください。 4番は贈与による所有権移転です。 申請地は、新谷公民館の南東に約500mに位置する畑1筆です。親</p> |

戚に当たる譲渡人が市外に住んでいるため、耕作管理を任せることから、今回の申請に至っています。許可後は、栗や柿といった果樹を植栽していくとのこと。

5番は、使用貸借権の設定です。

申請地は、先程の4番案件に隣接する樹園地で現在、栗・柿・柑橘類が植栽されています。今回、4番案件の農地を譲り受けるとのこと、合わせて管理をするように話がまとまったため、合わせて申請を行っています。

譲受人は夫婦で年間を通して農業に従事されており、今後の耕作についても、不安ないと考えます。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

以上2件のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定をいたしました。

次に、議案第70号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

（主査農地係）

失礼いたします。

議案第70号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ並びに別紙議案説明資料の6ページから9ページを併せてご覧ください。

1番、長浜町黒田の土地2筆、及び長浜町今坊の土地7筆です。

申請地は、山間部の農地で、鳥獣被害も著しく、また、申請人も高齢であり、他に耕作を希望する者もないことから杉・ヒノキを植林するものです。

本案件につきましては、本年8月の第8回定例総会において、農用地区域除外についてご審議いただきました案件、及び、長浜町黒田の土地、田2筆・3,099㎡でございます。農用地区域除外分につきましては、農振法11条公告がなされています。

除外後の農地区分は、農地の一定規模の集団性や公共施設等も近くになく、山間部の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

立地基準及び一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料6ページをご確認いただければと思います。

なお、本案件は本年の第8回定例総会におきまして、地元委員さんが

ご説明いたしましたとおり、すでに植林をされており、このことについて始末書を提出されております。

この件につきましては、県へ違反転用事案報告書を提出する予定であります。

以上、1件です。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長（会長） 只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

25番 1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の6ページから9ページをご覧ください。本件につきましては、本年8月に開催されました第8回定例総会の「議案第60号農業振興地域整備計画の変更」におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件、及び、長浜町黒田の土地、田2筆・3,099㎡でございます。調査の結果、第8回定例総会でご説明いたしましたとおり、立地基準につきましては、その時の状況と変わっておりませんし、また、追加案件につきましても、調査報告書記載のとおりであり問題ないものと考えております。

一般基準の転用の確実性につきましては、先程事務局から説明がありましたように、すでに植林をされており、本人も始末書を提出し大変反省をされております。

また、周辺農地等への影響につきましては、申請地に隣接する農地がありますが、隣接農地所有者からの同意も得ておりますので、特に問題ないものと考えております。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可は止むを得ないものと考えます。

ご審議の程よろしくお願いたします。

議長（会長） 只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員 (質疑なし)

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員 (異議なし)

議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定をいたしました。

次に、議案第71号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（次長） 失礼いたします。

議案第71号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ並びに別紙議案説明資料の10ページから26ページまでを併せてご覧ください。

1番、東若宮の土地、933㎡の案件は、当社は不動産業をしている

が、申請地は住宅地としての需要が見込めることから、新たに住宅用地として販売するため、申請地を取得しようとするものでございます。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

2番、平野町野田の土地、348㎡の内76.31㎡の案件は、現在、申請地の隣接地に居住しているが、自己住宅への道が狭く不便であることから、進入路の拡幅を行うため、申請地の一部に地役権を設定しようとするものでございます。

農地区分は、おおむね300m以内にJR伊予平野駅の存する農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、写真では進入路がすでに転用されておりますが、農業用施設（農業用倉庫）への進入路となっており、200㎡以下であることから、農業用施設建設届が既に提出されております。

3番、新谷の土地、6筆、2,481㎡の案件は、当社は、不動産業をしているが、需要が見込めることから、新たに共同住宅、貸事務所等を建築するため、申請地を取得しようとするものでございます。

農地区分は、おおむね300m以内にJR喜多山駅の存する農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

以上、3件でございます。ご審議の程お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

2番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の10ページから14ページを参考にしてください。

申請地は、11・12ページの位置図のとおり、大洲市立図書館の北、約280mに位置する農地です。

まず、立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、13ページの地番地目図のとおり申請地に隣接する農地はありませんので、特に問題はないものと思われま。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続きまして、2番。

8番

それでは2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の15ページから19ページを参考にしてください。

申請地は、16ページにある位置図のとおり、JR伊予平野駅から約120m西にある農地です。

| | |
|----------|--|
| | <p>まず、立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、また写真のように市道との接続付近は、すでに農業用倉庫への進入路として整備・利用されておられますので、問題なく転用されるものと思われま。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、18ページの地番地目図のとおり周辺には譲り渡し人の農地しかないことから、特に問題ないものと思われま。</p> <p>よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたしま。</p> |
| 議 長 (会長) | <p>続きまして、3番。</p> |
| 20番 | <p>それでは3番案件の調査結果をご報告いたしま。</p> <p>議案説明資料の20ページから26ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、21・22ページの位置図のとおり、JR喜多山駅から約100mから200m西の範囲にある農地です。</p> <p>まず、立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われま。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、23ページの地番地目図のとおり申請地の北側に農地がありますが、24ページの土地利用計画図のように転用は大半が駐車場であることから影等の心配もほとんどなく、また、周辺の同意も得られているとのことですから、特に問題ないものと思われま。</p> <p>よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。以上、現地調査の報告といたしま。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたしま。</p> |
| 議 長 (会長) | <p>只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p> |
| 委 員 | <p>(質疑なし)</p> |
| 議 長 (会長) | <p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。</p> |
| 委 員 | <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 (会長) | <p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしま。</p> <p>次に、議案第72号「非農地証明について」を議題といたしま。事務局の説明を求めま。</p> |
| 事務局 (次長) | <p>失礼いたしま。</p> |

議案第72号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書4ページ並びに別紙議案説明資料の27ページから32ページまでを併せてご覧ください。

1番、稲積の土地、2筆、175㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地は、耕作放棄しており自然潰廃して竹・雑木が繁茂し、復旧が著しく困難となったとのことでございます。

2番、稲積の土地、161㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地は、耕作放棄しており自然潰廃して竹等が繁茂し、復旧が著しく困難となったとのことでございます。

以上2件、3筆、336㎡でございます。

ご審議の程お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。地域が関連していますので、1番、2番続けて説明をお願いします。

10番

それでは、1番案件の調査結果の方から調査結果の報告をいたします。議案説明資料の27ページから29ページを参考にしてください。

申請地は、28ページにある位置図のように、稲積集会所から南東に210mと220m程のところに位置する農地です。

申請によりますと、申請地は、自然潰廃により写真のように、竹・雑木などが自生しており、農地への復旧が著しく困難との申し出です。

申請地は、現地調査による樹木の生育状況から耕作放棄後、少なくとも20年以上が経過していると推察することができ、また、農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められます。

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

続きまして、2番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の30ページから32ページを参考にしてください。

申請地は、31ページの位置図のように稲積集会所から北東に80m程のところに位置する農地です。

申請によりますと、申請地は、自然潰廃により竹などが自生しており、農地への復旧が著しく困難との申し出です。

申請地は、現地調査による樹木の生育状況から耕作放棄後、少なくとも20年以上が経過していると推察することができ、また、農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められます。

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地

| | |
|------------------|--|
| | と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。 |
| 委員 | (異議なし) |
| 議長(会長) | ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。 次に、議案第73号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 (専門員兼農政係) | 議案第73号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の5ページをご覧ください。 1番から6ページの4番まで。引き続き、水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。 5番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。 7ページの6番から8番 引き続き、水稻又は野菜を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。 8ページです。 9番 引き続き、水稻を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。 9ページです。 10番 引き続き、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。 以上、利用権設定・件筆数、10件・26筆、利用権設定総面積、18,571㎡。 いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われまます。 ご審議の程よろしく申し上げます。 |
| 議長(会長) | 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。 |
| 委員 | (質疑なし) |
| 議長(会長) | 特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議はございませんか。 |
| 委員 | (異議なし) |
| 議長(会長) | ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。 以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。 |
